⑦ 地区補助金 専用口座届出書

国際ロータリー第2690地区

2025-26年度 地区補助金小委員会　宛

地区とクラブとで締結した「クラブの覚書（MOU）第2690地区 地区補助金用（2025-26年度）」にて規定されている地区補助金プロジェクト専用口座を 以下の通り設けましたので、報告致します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請№ | RAC  |
| クラブ名 |  | ローターアクトクラブ | 20　　年　月　日 |
| 役　職 | 署　名（漢字・直筆） |
| 2024-25年度 ｸﾗﾌﾞ会長 \* |  |
| 2025-26年度 ｸﾗﾌﾞ会長 \* |  |

\* 申請年度およびプロジェクト実施年度のクラブ会長の署名が必要です。

|  |
| --- |
| 地区補助金プロジェクト専用口座 |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 普通預金 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口　座　名 |  |

**注）・できるだけ利子の発生しない決済用預金口座の使用をお願い致します**

**・専用口座には、地区補助金以外の資金を入れず、補助金の処理のみを行ってください。**

**・補助金が地区から送金される前に口座残高が0円であることをご確認ください。**

【参考】「クラブの覚書（MOU）」にて規定されている 関連項目

1. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座を

クラブが設けなければならない。

A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。

1. 資金の支払いには、クラブの会長と幹事の2名が署名人となること。

（資金引出し承認署名簿）

2. 低金利または無金利の口座であること。

B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。

C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。

D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。

E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。

F. 銀行口座名に係わる役員が交代した場合は、速やかに銀行口座名を変更すること。